

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月19日(2013.9.19)

【公開番号】特開2012-65849(P2012-65849A)

【公開日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-014

【出願番号】特願2010-213186(P2010-213186)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/514 (2006.01)

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 F

A 4 1 B 13/02 U

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

(作用効果)

本発明の伸縮部をパンツタイプ使い捨ておむつにおける胴回り部に適用する場合、上述のようにウエスト縁部から腰下部にわたるようにネット状弾性伸縮部材による伸縮部を設けて縦皺を形成することにより、おむつ内外の空気が縦皺を介して通気し易くなり、群れ難いおむつとなる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 4】

さらに、ウエスト縁部W、ウエスト下部U及び中間部Lの上端部の各締め付け圧は、共通とする他、異ならしめることができ、特に、ウエスト下部Uの締め付け圧はウエスト縁部W及び中間部Lの上端部よりも高くするのが好ましく、中間部Lの上端部の締め付け圧はウエスト縁部Wの締め付け圧よりも高くするのが好ましい。この場合、各部に別々のネット状弾性伸縮部材13を設け、各ネット状弾性伸縮部材13の縦糸部13y又は横糸部13xの太さや間隔を異なるものとする他、ウエスト縁部W、ウエスト下部U及び中間部Lの上端部にわたる一体のネット状弾性伸縮部材13を用い、その各部の縦糸部13y又は横糸部13xの太さや間隔を異ならしめることもできる。具体的に上記締め付け圧変化を形成するためには、ウエスト縁部W、ウエスト下部U及び中間部Lの上端部における各縦糸部13y及び横糸部13xの太さをそれぞれD1～D3としたとき、D1 < D3 < D2としたり、ウエスト縁部W、ウエスト下部U及び中間部Lの上端部における各縦糸部13y及び横糸部13xの間隔をそれぞれP1～P3としたとき、P1 > P3 > P2としたりすることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 5 7

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 5 7】

ウエスト部弹性伸縮部材 1 7 のうち、ウエスト下部 U に隣接する領域に配設される 1 本または複数本については、内装体 2 0 0 と重なっていてもよいし、内装体 2 0 0 と重なる幅方向中央部を除いてその幅方向両側にそれぞれ設けててもよい。このウエスト弹性伸縮部材 1 7 としては、太さ 1 5 5 ~ 1 8 8 0 d t e x 、特に 4 7 0 ~ 1 2 4 0 d t e x 程度（合成ゴムの場合。天然ゴムの場合には断面積 0 . 0 5 ~ 1 . 5 m m<sup>2</sup> 、特に 0 . 1 ~ 1 . 0 m m<sup>2</sup> 程度）の糸ゴムを、4 ~ 1 2 m m の間隔で 3 ~ 2 2 本程度、それぞれ伸長率 1 5 0 ~ 4 0 0 % 、特に 2 2 0 ~ 3 2 0 % 程度で固定するのが好ましい。また、ウエスト部弹性伸縮部材 1 7 は、その全てが同じ太さと伸長率にする必要はなく、例えばウエスト縁部 W の上部と下部で弹性伸縮部材の太さと伸長率が異なるようにしてもよい。